

「富山県新型インフルエンザ等対策 行動計画」の改定について

感染症対策課

「富山県新型コロナウイルス感染症等対策行動計画」の改定

- 新型コロナウイルス感染症の対応や関係法令の改正を踏まえ、R6.7に新型インフルエンザ等対策政府行動計画が抜本的に改定
- 政府行動計画の改定を踏まえ、「富山県新型コロナウイルス感染症等対策行動計画」を改定

新型インフルエンザ等対策行動計画

【目的】

- 1 感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護する
- 2 県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小限となるように取り組む

【概要】

・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）の規定に基づき、平時からの準備と新型インフルエンザ等による感染症危機が発生した際に感染拡大防止に取り組むための対策や関係機関の役割等を示す計画。

対策項目ごとに時系列別の対応を規定し、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた総合的な対策について定める。

・ 国、都道府県、市町村がそれぞれ策定

【主な経過】

H25.6 新型インフルエンザ等対策政府行動計画の策定

H25.11 富山県新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

R2.3～R5.4 特措法の改正（新型コロナウイルス感染症を特措法の対象に追加、まん延防止等重点措置の創設 など）

R6.7 新型インフルエンザ等対策政府行動計画の改定

R7.3 富山県新型インフルエンザ等対策行動計画の改定

新型インフルエンザ等対策特別措置法

【目的】

・ 国民の生命及び健康の保護、国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化

【概要】

・ 迅速な初動対応のための体制や、経済社会全体にわたる総合的な対策を統一的に講じるために必要な措置を規定

・ 国、地方公共団体や事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時におけるまん延防止等重点措置、緊急事態措置 など

【対象】

・ 新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症

（全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがある）

新型インフルエンザ等対策の目的

1. 感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護する

- ①感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する
- ②流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、**治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする**
- ③適切な医療の提供により、**重症者数や死亡者数を減らす**

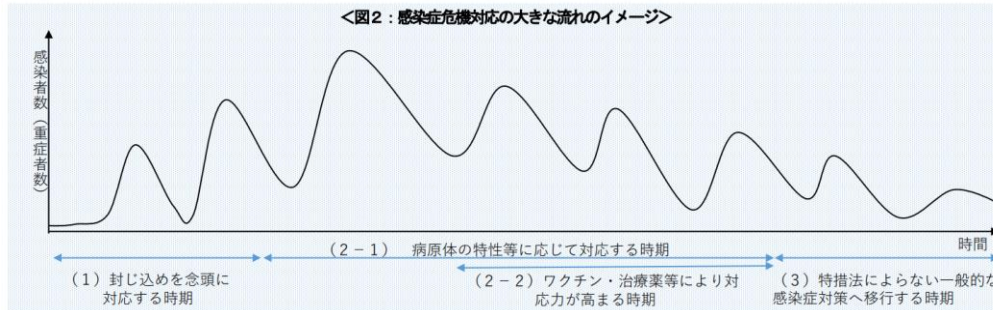
2. 県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小限となるようにする

- ①感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、**県民生活及び社会経済活動への影響を軽減する**
- ②県民生活及び県民経済の安定を確保する
- ③地域での感染対策等により、**欠勤者の数を減らす**
- ④事業継続計画の作成や実施等により、**医療の提供の業務又は県民生活及び県民経済の安定に寄与する業務の維持に努める**

**目的を達成するため、
政府行動計画の改定を踏まえた見直し＋県のコロナ対応を踏まえた見直し**

政府行動計画の抜本的改定を踏まえた大幅な構成変更

1. 過去に流行した呼吸器感染症を念頭に中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオ



2. 予防や準備など事前準備の「準備期」、発生後の対応のための「初動期」及び「対応期」に分けて構成

3. 具体的な対策項目を13項目に分類

改定前

- ①実施体制
- ②サーベイランス・情報収集
- ③情報提供・共有
- ④予防・まん延防止
- ⑤医療
- ⑥県民生活及び県民経済の安定の確保

改定後

- ①実施体制
- ②情報収集・分析
- ③サーベイランス
- ④情報提供・共有、リスクコミュニケーション (新)
- ⑤水際対策 (新)
- ⑥まん延防止
- ⑦ワクチン (新)
- ⑧医療
- ⑨治療薬・治療法 (新)
- ⑩検査 (新)
- ⑪保健 (新)
- ⑫物資 (新)
- ⑬県民生活及び県民経済の安定の確保

4. 複数の対策項目に共通する4つの横断的な視点を設定

I 人材育成 II 国との連携 III DXの推進 IV 国の研究開発への協力

県行動計画の見直しの方向性（コロナを踏まえた見直し）

- 政府行動計画やコロナ対応、連携協議会のご意見等を踏まえ、県行動計画を全面改正
- 「**連携**」と「**備え**」をキーワードとし、**富山県新型インフルエンザ等対策本部**や**各部局・各課が担う役割の見直し**を実施
- 健康危機への対応強化を図るため、**健康危機対策本部の役割・機能の見直し**や医療機関配布用物資の計画的備蓄、関係機関との人事交流も含めた連携強化を検討
- 健康危機以外の危機管理対応や業務継続計画（BCP）の見直しなど、**新型コロナ対応を振り返りながら、庁内各課での見直しを検討**

1.健康危機への対応強化

(1) 健康危機対策本部の役割・機能の見直し

- ・地域防災計画の保健医療福祉調整本部を参考に見直し、健康対策室、医務課を中心に厚生部各課から人員を集め、厚生部長指揮の下、各種対策に取り組む
- ・健康危機管理リーダーの設置、リエゾン相互派遣

(2) 医療機関配布用物資の計画的な備蓄

(3) 関係機関との人事交流も含めた連携強化の検討

2.健康危機以外の危機への対応

- ・新型コロナ対応の振り返りや政府行動計画、国ガイドラインを参考に各課の役割を点検
- ・行動制限、まん延防止措置については、国の方針や県内の感染動向、有識者会議の意見等を踏まえながら新型インフルエンザ等対策本部（本部長：知事）で決定

3.業務継続計画の見直し

- ・新型インフルエンザ等発生時に行動計画を踏まえた対応が迅速に実施できるよう、人員配置を意識して業務継続計画を点検

1.健康危機への対応強化①

(1)富山県新型コロナウイルス等対策本部の整理・見直し

① 新型コロナウイルス等対策本部の設置

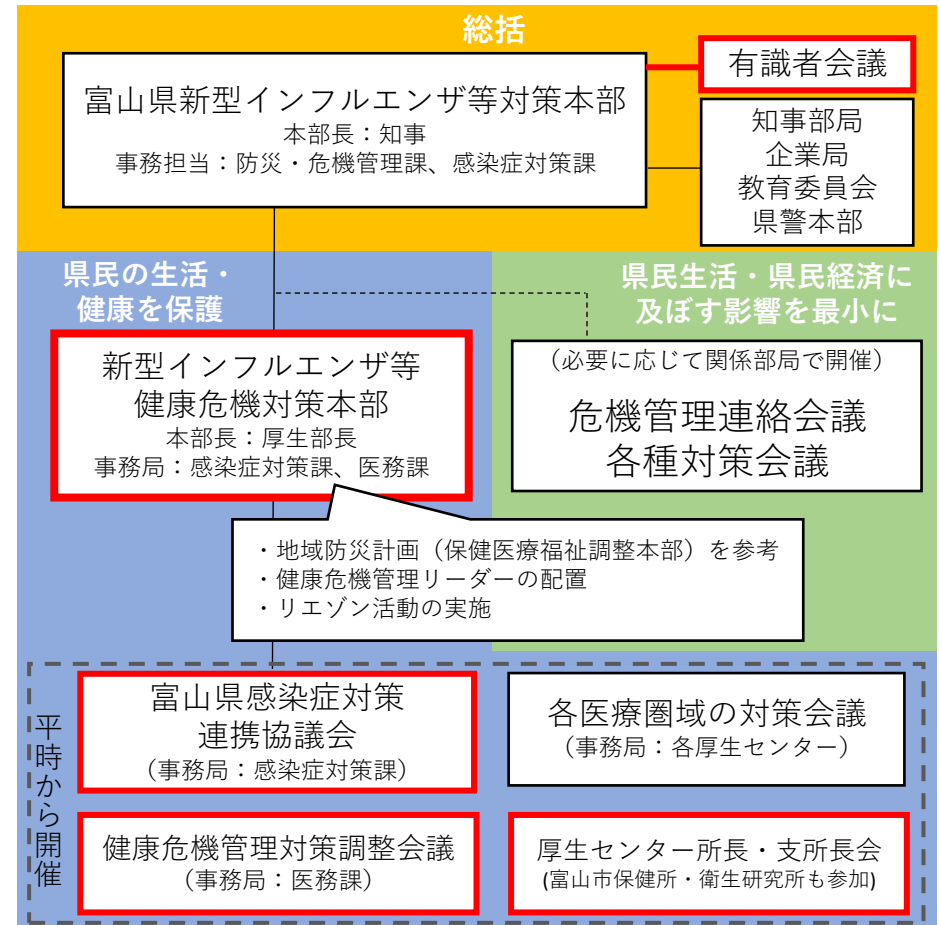
- ・有事には富山県新型コロナウイルス等対策本部を立ち上げ、県民の健康保護や県民生活・経済に及ぼす影響が最小に抑えるための体制を速やかに構築
- ・国の方針や県内の感染動向、医療提供体制や社会経済状況、有識者会議の意見等を踏まえ、対応方針を決定

② 健康危機対策本部の役割・機能の見直し

- ・厚生部長指揮の下、健康対策室、医務課を中心に部内各課から参集した職員により各種対策を実施
- ・業務継続計画の点検による人員の確保
- ・健康危機管理リーダーを配置し、情報集約・分析及び医療提供体制の維持・強化にかかるコーディネートを実施。
- ・富山市保健所等関係機関とのリエゾン相互派遣

③ 関係機関との連携強化

- ・平時から富山県感染症対策連携協議会や厚生センター所長・支所長会等により関係機関との連携を強化。
- ・定期的な訓練の実施。
- ・人事交流も含めた連携強化の検討。



 ：見直し箇所

1.健康危機への対応強化②

(2) 医療機関配布用物資の計画的な備蓄

① 備蓄体制の考え方

- 多様な主体による備蓄を確保する観点から以下のとおり備蓄を進める
 - ・医療機関：協定締結医療機関における備蓄の推進（**2か月分を推奨**）
 - ・都道府県：**初動1か月分**の備蓄の確保 → 有事に県内医療機関等に配布
 - ・国：**2か月目以降供給回復（4か月目）までの間**の備蓄を確保

② 県における備蓄水準（初動1か月分）

- ・国が示す備蓄水準に基づき、協定締結医療機関確保分も踏まえ、計画的に備蓄
- ・定期的に医療機関の備蓄の状況をG-MISで把握（年1回程度）

<国が示す備蓄水準>

サージカルマスク	N95マスク	アイソレーション ガウン	フェイスシールド	非滅菌手袋
1,117,600枚	86,700枚	206,500枚	112,600枚	3,992,400枚

令和6年9月4日 厚生労働省事務連絡「各都道府県における個人防護具の備蓄水準について」

(3) 関係機関との人事交流も含めた連携強化の検討

- 富山県感染症対策連携協議会の構成員を中心に、関係機関との人事交流を検討
 - ・令和7年4月～
富山大学から感染症専門医を受入れ、感染症対策・医療提供体制を連携して強化

2.健康危機以外の危機への対応①

2.健康危機以外の危機への対応

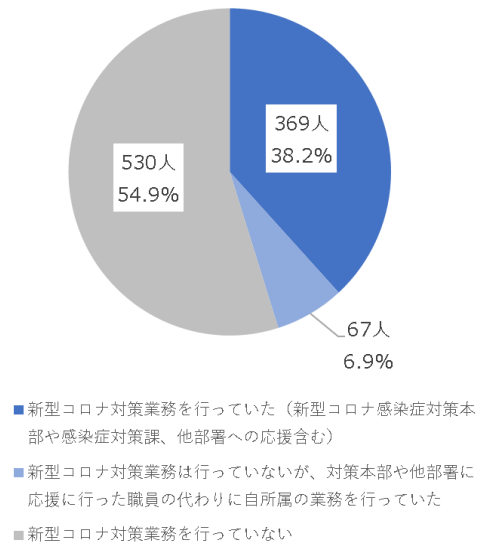
- ・ 職員向けのアンケート調査、新型コロナ対応の振り返りや政府行動計画、国ガイドラインを参考に**各課の役割を点検**
- ・ 行動制限、まん延防止措置については、国の方針や県内の感染動向、有識者会議の意見等を踏まえながら新型インフルエンザ等対策本部で決定

新型コロナ対策の振り返りに係るアンケート	
調査目的	・ <u>新型コロナ禍に新型コロナウイルス感染症対策の業務を行った県職員にアンケートを実施。</u> ・ <u>調査結果は新たな感染症危機に備え改定する富山県新型インフルエンザ等対策行動計画への反映を検討。</u> ※新型コロナ禍：令和2年3月（県内感染者初確認）～ 令和5年5月（新型コロナ5類移行）までを指す。
調査対象	知事部局（本庁・出先）、教育委員会（県立学校事務職員含む）、各種委員会、議会、企業局 など
回答数	966件
調査期間	令和6年9月20日（金）～10月9日（水）
調査項目	・ 新型コロナ対策業務を8分野（医療・保健、福祉、経済、生活、教育、情報提供・共有、社会活動制限、実施体制）に分け、業務を進めるうえで生じた苦労や工夫、改善すべきポイントを調査。 ・ このほか、新型コロナ対策以外に各職場で発生したトラブルや県民生活の維持に必要な業務で生じた苦労も調査。

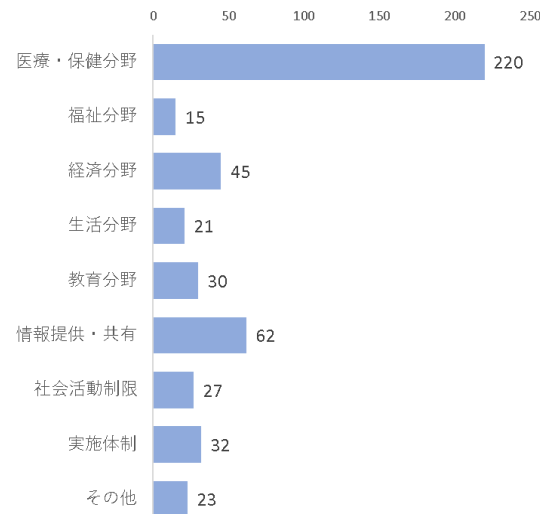
2.健康危機以外の危機への対応②

新型コロナ対策の振り返りに係るアンケート結果（概要）

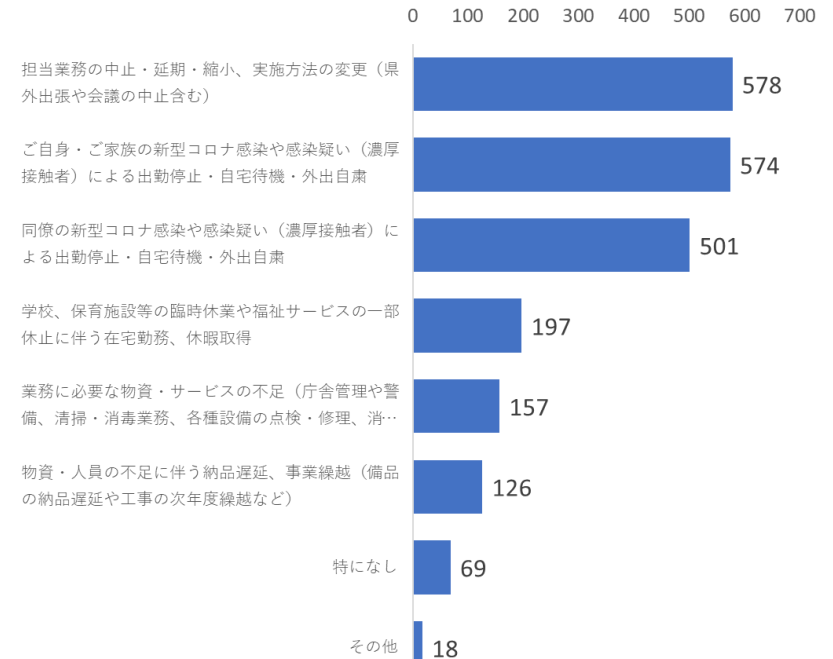
・新型コロナ対策業務を担当していたか



・担当した新型コロナ対策の分野
(複数の分野を担当した場合は複数回答)



新型コロナ禍に職場で発生した事例（複数回答）



改善のポイント（主なもの）

- 対策本部の速やかな立ち上げ
- 国・県・市町村の連絡・協力体制
- 必要な業務量の把握と人員配備
- BCPの見直し
- 教育や社会活動の制限
- テレワークやWEB会議、オンライン授業の活用
- SNS等を活用した情報発信
- 電話対応や相談業務の充実、対応者のストレス
- 風評被害への対応
- 感染対策訓練の実施、個人防護具の計画的な備蓄
- 人材育成、業務マニュアル整備

3.業務継続計画の見直し

業務継続計画

- 新型インフルエンザ等の発生から大流行を経て終息に至るまでの間、県庁業務を維持し、県民への公共サービスを円滑に提供できるよう「新型インフルエンザ対応富山県業務継続計画」を策定
- 業務継続計画では、新型インフルエンザ等発生時における継続すべき業務等、業務の優先事務の取扱いや業務実施のための人員体制、職員の感染対策等について定めている

見直しの方法や方向性

- 「新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン」や、県職員に実施した新型コロナ対策の振り返りに係るアンケートなどコロナ対応を踏まえた点検を行う
- 新型インフルエンザ等発生時に**行動計画を踏まえた対応を迅速に実施できるよう、人員配置を意識**して業務継続計画を点検
 - ・ **新型インフルエンザ等対策本部、**
 - ・ **新型インフルエンザ等健康危機対策本部** への人員配置も念頭に点検

「富山県新型コロナウイルス等対策行動計画」(案) の構成

○計画の趣旨と具体的な取組みを記載した「計画（本文）」と各部局・各課の役割を一覧表に整理した「計画別冊」の2冊構成とした

第1部 新型コロナウイルス等特別措置法と県行動計画

- ・感染症危機を取り巻く状況
- ・特措法の制定
- ・行動計画の作成
- ・新型コロナウイルス感染症での経験
- ・行動計画の改定 等

第2部 新型コロナウイルス等対策の実施に関する基本的な方針

- ・新型コロナウイルス等対策の目的及び基本的な戦略
- ・新型コロナウイルス等対策の基本的な考え方
- ・様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ
- ・新型コロナウイルス等対策実施上の留意点
- ・対策推進のための役割分担
- ・新型コロナウイルス等対策の対策項目と横断的視点

第3部 新型コロナウイルス等対策の各対策項目の考え方及び取組

- | | |
|------------------------|--------------------|
| ① 実施体制 | ⑧ 医療 |
| ② 情報収集・分析 | ⑨ 治療薬・治療法 |
| ③ サーベイランス | ⑩ 検査 |
| ④ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション | ⑪ 保健 |
| ⑤ 水際対策 | ⑫ 物資 |
| ⑥ まん延防止 | ⑬ 県民生活及び県民経済の安定の確保 |
| ⑦ ワクチン | |

各部局・各室課が担う役割

各室課の役割（項目別）

行動計画(案) 概要 13項目①

対策項目	内容	準備期 (感染症が発生する前段階に必要な対応を実施)	初動期 (感染症の発生初期に必要な初動対応を実施)	対応期 (感染症のまん延移行、収束するまでに必要な対応等を実施)
1.実施体制	国、県、市町村、医療機関等の多様な主体が相互に連携し、関係者間における情報共有や実践的な訓練、人事交流等の取り組みを進め、連携体制を強化する。 - 平時における準備をもとに新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施する。	●本部体制の整備 ●実践的な訓練の実施 ●人事交流を含めた関係機関との連携強化 ●連携協議会等の開催 ●業務継続計画の作成	●行動計画に基づく対策実施 ●県対策本部、健康危機対策本部の設置 ●有識者会議の開催 ●連携協議会、関係機関等との情報共有・連携 ●業務継続計画に基づく体制に移行 ●必要な予算の確保	●対策本部等の廃止
2.情報収集・分析	- 衛生研究所を中心とした感染症インテリジェンス体制を整備し、平時から効率的かつ効果的な情報収集・分析を実施する。 - 感染症対策の判断に際し、感染症、医療の状況の包括的なリスク評価及び県民生活及び県民経済の状況を把握する。	●情報収集・分析体制構築 ●平時のサーベイランスの実施 ●調査研究の実施 ●DXの推進	※感染症インテリジェンス 感染症に関するデータを体系的かつ包括的に収集、分析、解釈し、政策上の意思決定及び実務上の判断に活用可能な情報（インテリジェンス）として提供する活動 ●国・JHSと連携した情報収集・分析 ●情報収集・分析に基づくリスク評価 ●得られた情報や対策の共有	
3.サーベイランス	- 関係機関との連携強化を含む感染症サーベイランス実施体制を構築し、平時から効率的かつ効果的なサーベイランスを実施する。 - 発生時には有事の感染症サーベイランスを適切に実施し、リスク評価や感染症危機管理上の意思決定につなげる。	●実施体制構築 ●平時のサーベイランスの実施 ●人材育成 ●DXの推進	●疑似症サーベイランス開始 ●流行状況に応じたサーベイランスの実施 ●全数把握開始 ●定点把握への移行 ●サーベイランスに基づくリスク評価・感染症対策の実施 ●情報共有	
4.情報提供・共有、リスクコミュニケーション	- 平時から感染症等に関する普及啓発、リスクコミュニケーション体制の整備等を実施する。 - 国やJHSが示す科学的知見に基づき、新型インフルエンザ等の特性や発生状況、有効な感染防止対策等を情報提供する。 - 可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、県民等が適切に判断・行動できるようにする。	●感染症に関する情報提供 ●偏見・差別や偽・誤情報に関する啓発 ●有事の情報提供・共有体制の整備 ●双方向のコミュニケーション体制整備	●迅速かつ一体的な情報提供・共有 ・国の公表基準に基づく情報提供 ・県民への分かりやすい情報発信、SNSの活用 ・コールセンターの設置 ・市町村、関係機関との情報共有 ●双方向コミュニケーションの実施 ●偏見・差別や偽・誤情報への対応	

行動計画(案) 概要 13項目②

対策項目	内容	準備期 (感染症が発生する前段階に必要な対応を実施)	初動期 (感染症の発生初期に必要な初動対応を実施)	対応期 (感染症のまん延移行、収束するまでに必要な対応等を実施)
5.水際対策	・国内への新型インフルエンザ等病原体の侵入や感染スピードをできる限り遅らせるため、 国が行う水際対策に協力する。	●検疫所との連携体制の構築	●在外邦人・渡航者等への情報提供 ●居宅等待機者等に対する健康監視	
6.まん延防止	・適切な医療の提供と合わせてまん延防止策を講ずることで、 感染拡大のスピードやピークを抑制し 、医療提供が可能な範囲に患者数を抑制する。	●基本的な感染対策の普及啓発 ●まん延防止対策への理解促進	●感染症法に基づく患者対応 ・入院勧告、措置等 ●要請の終了 ・時差出勤、テレワーク、オンライン会議の勧奨 ●まん延防止等重点措置、緊急事態措置等による感染拡大防止の取組	
7.ワクチン	・平時から 予防接種の具体的な実施方法の検討等 を着実に進め、有事においては 円滑な接種 を実施する。 ・ワクチンに関し、 科学的根拠に基づく正しい情報の提供 を通じ、県民の理解を促進する。	●接種体制の準備・構築 ●予防接種の普及啓発 ●DX化への協力 ●研究開発への協力	●接種体制の構築 ・医療従事者の確保検討 ●予防接種の実施 ●接種体制の拡充 ・接種会場の増設 ●流通体制構築への協力 ●県民等への情報提供 ・ワクチンの有効性、安全性(副反応)等	
8.医療	・感染症医療及びその他の通常医療の双方のひっ迫を防ぎ、医療を滞りなく提供するため、平時から予防計画及び医療計画に基づく県と医療機関の医療措置協定の締結等を通じ、有事に関係機関が連携して、 感染症医療を提供できる体制を整備する。 ・有事には、 病原性や感染性等に応じて変化する状況に柔軟かつ機動的に対応 することで、県民の生命及び健康を守る。	●医療提供体制の整備 ●研修・訓練の実施 ●医療機関の設備整備・強化 ●宿泊療養施設の協定締結	●感染症指定医療機関への対応要請 ●流行初期医療確保措置対象の協定締結医療機関への対応要請 ●協定締結医療機関への対応要請 ●通常の医療提供体制へ移行 ●G-MIS入力要請 ・病床数、稼働状況、外来ひっ迫状況の把握 ●入院調整の実施 ●医療機関間の調整へ移行 ●宿泊療養施設の設置 ●自宅療養者・高齢者施設への支援 ●相談センターの整備 ・IHEATの活用 ●相談センターの強化・外部委託等 ●受診の仕組みの見直し	

行動計画(案) 概要 13項目③

対策項目	内容	準備期 (感染症が発生する前段階に必要な対応を実施)	初動期 (感染症の発生初期に必要な初動対応を実施)	対応期 (感染症のまん延移行、収束するまでに必要な対応等を実施)
9.治療薬・治療法	・抗インフルエンザ薬等の備蓄、治療薬・治療法の研究開発への協力等、平時から準備を進め、有事においては速やかに医療機関等への情報提供、流通管理等の取組を進める。	●国が主導する研究開発への協力 ●抗インフルエンザウイルス薬の備蓄	●治療薬・治療法の情報提供 ●抗インフルエンザウイルス薬の供給 ●流通管理・適正使用への協力	●抗インフルエンザウイルス薬の補充
10.検査	・患者の早期発見、早期治療、流行実態の把握のため、適切な検査を実施する。 ・必要な検査を円滑に実施するため、平時から準備を着実に進め、有事に検査体制を迅速に整備する。	●検査体制の整備 ●機器や資材の確保 ●検査措置協定の締結	●検査体制の立ち上げ ●検査の実施・拡充 ・衛生研究所、厚生センター、保健所、医療機関 ・民間検査機関 ●臨床研究への協力	●検査実施方針の見直し
11.保健	・地域の感染症状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、県民の生命及び健康を保護する。 ・有事には厚生センター・保健所や衛生研究所が中核となり感染症対応業務を実施する。 ・厚生センター・保健所や衛生研究所がその機能を果たすことができるよう、平時から体制を構築する。	●IHEAT要員含む人材確保 ●訓練・研修の実施 ●関係機関との連携体制の構築 ●厚生センター・衛生研究所の体制整備	●有事体制への移行準備 ●有事体制への移行 ・応援職員の派遣 ・IHEAT要員への応援要請 ●感染症対応業務の実施 ・積極的疫学調査、検査、入院調整、健康観察、生活支援等 ●相談対応開始 ・IHEAT要員への応援要請 ●県民への情報提供・共有	●状況に応じた対応方針の変更 ●一元化、外部委託による業務の効率化 ●相談対応の外部委託・一元化
12.物資	・平時の医療機関配布用物資の計画的な備蓄等により、医療機関をはじめとした必要な機関に有事の際に必要な感染症対策物資等が十分にいきわたる仕組みを形成する。	●個人防護具の備蓄 ●G-MISを用いた医療機関等の備蓄状況の確認	●医療機関等の備蓄状況の確認 ●医療機関への個人防護具の配布 ・初動1か月：県、2か月目以降：国	●備蓄の補充 ●緊急物資の運送、特定物資の売渡等の要請
13.県民生活及び県民経済の安定の確保	・新型インフルエンザ等発生時に備え、事業者や県民に必要な準備を行うことを推奨する。 ・新型インフルエンザ等発生時には、事業者や県民は、自ら事業継続や感染防止に努め、県及び市町村は県民生活及び社会経済活動への影響を考慮し、必要な対策・支援を行う。	●業務継続計画の策定支援 ●緊急物資運送の体制整備 ●要配慮者への支援準備 ●火葬体制の整備	●事業継続に向けた準備の要請 ●事業継続に関する要請 ●生活関連物資等の安定供給に関する県民、事業者への呼びかけ ●要配慮者への支援、教育・学びの継続への支援 ●火葬体制の確保	●新型インフルエンザ等の発生等により生じた影響の緩和のために必要な支援及び対策

年間スケジュール(案)

内容	国の動き	県の動き	
		庁外	庁内
4～6月	新型インフルエンザ等対策推進会議 (4/24,6/3,6/17) 厚生科学審議会感染症部会 (5/7)	市町村民正・衛生主管部課長及び厚生関係 行政機関長会議 (4/23) 公的病院長協議会 (5/24) (政府行動計画概要の共有)	連絡課長補佐会議 (5/22) (情報共有) 厚生センター所長・支所長会 (情報共有)
7月	政府行動計画 閣議決定 (7/2) 全国感染症危機管理担当課長会議 (7/3) 厚生科学審議会感染症部会 (7/17) 新型インフルエンザ等対策推進会議 (7/31)		県計画の見直しの方向性の検討
8月	新型インフルエンザ等 対策ガイドライン 発出 (8/30)	連携協議会 (8/30) (政府行動計画 概要、県計画の見直しの方向性案の共有)	庁内連絡課長等説明会 (8/23) (県計画の見直しの方向性案の説明)
9月	内閣感染症危機管理統括庁地域ブロック会議 (9/17) (意見交換・質疑応答)		職員向けアンケート調査
10月			
11月		新型インフルエンザ等対策実地訓練 (11/8)	各部局・各課での新型コロナ対策振り返り 県計画 (素案) の作成・確認依頼
12月		連携協議会に確認依頼 (計画 (素案)) 厚生環境委員会 (計画(素案)報告) (12/11)	
1月	全国感染症危機管理担当部局長会議(1/8)	国による事前確認 (1/23-2/10) 市町村等担当者説明会 (2/5) (市町村行動計画の説明、県計画 (案) の確認依頼) パブリックコメント (2/10-3/3) 厚生環境委員会 (県計画 (案) 報告) (2/20)	県計画 (案) の作成・確認依頼
2月			
3月		連携協議会 (書面) (県計画 (案) の共有)	
県行動計画 策定			
R7.4月～	市町村行動計画等の策定を支援 (R8.7まで)		

15